

新規 ロタウイルスワクチン予防接種費用の一部助成を始めます

4月からロタウイルスワクチン予防接種(任意接種)の助成を始めます。ワクチンの種類によって接種回数異なりますのでご注意ください。※ロタウイルスによる胃腸炎を予防するワクチンです。

■持参するもの：予診票(医療機関にあります)、母子健康手帳(未提出の場合は接種不可)、健康保険被保険者証など(住所が確認できるもの)



ワクチンの種類	対象者	接種回数	助成回数	間隔	助成額 (1回あたり)	自己負担額 (1回あたり)
1価ワクチン (ロタリックス)	生後6週から24週までの間にある乳児	2回	2回	4週以上	4,500円	9,000円
5価ワクチン (ロタテック)	生後6週から32週までの間にある乳児	3回	3回		3,000円	6,000円

※接種にあつては、あらかじめ病院への予約が必要です。なお、生活保護は、自己負担額はありせん。

【注意】腸重積症の発症を高める可能性のある未治療の先天性消化管障害(メッケル憩室など)や腸重積症の既往のある乳児、重症複合型免疫不全(SCID)を有する乳児は、接種を受けることができません。

新規 産婦健康診査費用助成を始めます

心身ともに不安定になりがちな産後のお母さんを支援するため、産婦健康診査にかかる費用を助成します。

■対象者：市内に住所を有する産後2か月未満の産婦

■健診回数：おおむね産後2週間と産後2か月未満の2回まで

■費用：市で定める次の項目は無料で受けられます。

■内容：問診、診察(子宮復古状況、悪露、乳房状況)、尿検査、体重、血圧測定、エジンバラ産後うつ病検査

*2回目追加項目…採血(ヘモグロビン、HbA1c、血糖、血清クレアチニン)

■指定医療機関：いその産婦人科 ☎82-2430 / 島原マタニティ病院 ☎62-7111 / 山崎産婦人科 ☎64-1103

■受診方法：母子健康手帳と同時に交付された受診票が必要です。直接、医療機関へ申し込んでください。



不妊治療に関する支援事業を行っています

特定不妊治療費支援事業 一般不妊治療・不育治療助成事業

市では、長崎県が実施する特定不妊治療費の助成に上乗せして、治療費の一部を助成する特定不妊治療費支援事業と、不妊などに悩んでいらっしゃるご夫婦の支援のため、一般不妊治療・不育治療助成事業を行っています。
※詳しくはお問い合わせください。



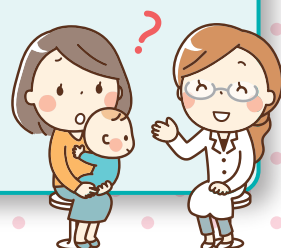
産後ケア事業大好評！

～産後も安心して子育てができるよう応援します～

昨年9月から実施している産後ケア事業は、利用された産婦さんから喜びの声を頂いています。

出産後はホルモンの変化や育児に関する不安により、こころと身体が不安定になりやすい時期です。

産後ケア事業は、市と委託契約した医療機関や助産師会のご協力により、ショートステイ(宿泊)、デイケア(日帰り)、訪問ケアにより、出産後のお母さんの身体のケアや、育児・授乳の相談などを受けることができます。お母さんとお子さんのためにも、ひとりで悩まず、ぜひご相談ください。



「安心して子育てしやすいまち」の実現へ

市では、皆さんが安心して子育てができるように、これまでの施策に加え、新たな支援を進めてまいります。

図こども未来課 ☎73-6652

新規 すくすく赤ちゃん支援事業

本年度から、乳幼児の子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを支援することを目的とした「すくすく赤ちゃん支援事業」を実施します。

乳幼児を養育している家庭に対し、生まれてから2歳になる誕生月まで、おむつなどの購入に使用できる「すくすく赤ちゃん券」を支給します。

支給額は、子ども1人につき月額2,000円で、第1子目から対象です。

なお、支給については保護者の申請が必要です。

※事業開始については、改めてお知らせします。



拡充 医療費助成対象を高校生世代まで拡大

子育て世代の経済的負担の軽減と福祉の向上を図るため、市独自の事業として中学生までを医療費助成の対象としてきましたが、4月1日からさらに対象範囲を拡大し、高校生世代まで助成を行います。

支払った医療費から、1医療機関ごとに、1日につき800円(月上限1,600円)を差し引いた金額を助成します。

医療費は、病院などの窓口でいったん支払った後、受診した日の翌月以降に市へ支給申請書を提出することで助成を受けることができます。

新しく対象となる世帯には個別に通知しますので、お早めに手続きをお願いします。



拡充 第2子以降の保育料を無償化

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所・幼稚園・認定こども園の保育料を軽減する「すこやか子育て支援事業」を実施しています。

これまでは、小学校4年生以下の子どもが2人以上いる場合は、第2子目の保育料を半額に、第3子以降を無料にし、就学前の児童が2人同時に在園の場合は、2人目の保育料を無料としていました。

4月からは、保護者に扶養されているきょうだいの年齢を撤廃し、第2子以降の子どもが在園の場合、保育料を全額免除します。

※保育料の免除を受けるためには申請が必要です。

図①保育所・認定こども園について…こども未来課 ☎73-6652

②北有馬幼稚園について…学校教育課 ☎73-6702

